

世田谷区子ども・若者・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項及び地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第1条の規定に基づき、区長の附属機関として、世田谷区子ども・若者・子育て会議（以下「子ども・若者・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・若者・子育て会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法第72条第1項各号に掲げる事項
- (2) 地方青少年問題協議会法第2条第1項各号に掲げる事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(組織)

第3条 子ども・若者・子育て会議は、学識経験者及び区民のうちから、区長が委嘱する委員35人以内をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・若者・子育て会議に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 副会長は、会長の指名する委員をもって充てる。
- 4 会長は、子ども・若者・子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・若者・子育て会議は、会長が招集する。

- 2 子ども・若者・子育て会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 子ども・若者・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 子ども・若者・子育て会議は、専門的事項を調査審議するため、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

(会議の公開)

第8条 子ども・若者・子育て会議は、公開とする。ただし、子ども・若者・子育て会議の議決があったときは、非公開とすることができる。

(意見聴取)

第9条 子ども・若者・子育て会議は、必要があると認めるときは、専門的事項に関し学識経験のある者その他関係人の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(世田谷区子ども・青少年協議会条例及び世田谷区子ども・子育て会議条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 世田谷区子ども・青少年協議会条例（昭和31年3月世田谷区条例第11号）

(2) 世田谷区子ども・子育て会議条例（平成26年9月世田谷区条例第36号）